

1. 改正の概要

・相続税・贈与税の国外財産に関する納税義務の範囲が拡大されます。

相続人 受贈者		国内に 居住	国外に居住		
			日本国籍あり		日本国籍なし
			5年以内に国内に住所あり	左記以外	
国内に居住		国内財産 国外財産	ともに課税		国内財産のみ に課税
国外に居住	5年以内に国内に住所あり		ともに課税		
国外に居住			国内財産のみ に課税		

従来: 国内財産のみに課税
改正案: 国内財産・国外財産ともに課税

国外に居住する日本国籍を有しない者が、日本に居住する者から相続・贈与等により取得した国外財産に対して日本の相続税・贈与税が課されることとなる。

(左図出典: 平成24年11月14日付財務省資料)

○平成25年4月1日以後の相続・贈与等から適用される。

2. 実務上の留意点

- ・海外からの転勤者(Expatriate)が、日本に滞在中に母国の家族へ母国の財産を贈与すると、日本の贈与税が課税されることになる。
- ・国外財産の相続・贈与による財産の移動は、平成25年分確定申告から始まる国外財産調書提出により明らかになる。
- ・国外に居住する者(国籍・海外居住期間を問わず)から、国外に居住する外国籍の者への国外財産の相続・贈与は引き続き日本の相続税・贈与税の対象外となっている。